

次期市川市環境基本計画素案(概要)

1. 市川市環境基本計画とは (P5)

市川市環境基本条例により策定が義務付けられ、長期的視野に立って環境問題に取り組んでいく環境政策の大綱となるものです。

2000(平成 12)年 2 月に市川市環境基本計画を、2012(平成 24)年 3 月に第二次市川市環境基本計画を策定し、計画に基づいて取り組みを進めてきました。現行計画が 2020(令和 2)年度で計画期間が終了するため、改定します。

2. 計画の基本的事項 (P6～7)

項目	内容
目的	市川市環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。
対象	(1)地球環境 (2)資源循環・廃棄物 (3)自然環境 (4)生活環境
計画期間	2021 年度～2030 年度(令和 3 年度～令和 12 年度)

3. 基本理念ごとの施策 (P28～29)

(1)地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する【地球環境】

- ▶二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの利用、緑の保全等による二酸化炭素吸収源対策などに取り組み、地球温暖化の防止を図ります。
- ▶地球温暖化がもたらす気温上昇や極端な気象現象の増加など、顕在化している気候変動への影響に備えます。

(2)ごみの減量と資源化を推進する【資源循環・廃棄物】

- ▶廃棄物処理に伴う環境負荷を低減するために、3R の取り組みを推進します。
- ▶不適正な排出や不法投棄を防止し、適正処理を推進します。

(3)うるおいのある水辺・緑地を保全し、人と自然とのつながりを形成する【自然環境】

- ▶生物多様性を守ることの必要性を認識し、行動することにより、生き物の生息の場としての自然環境を守り育てます。
- ▶緑地や水辺などの活用や、都市農業・都市型水産業の振興を通じて身近な自然の恵みを実感し、自然とのふれあいを推進します。

(4)健康で安全に暮らせる環境を確保する【生活環境】

- ▶大気や水、土壌などを良好な状態に保持することにより、生活環境の保全を図ります。
- ▶環境の創造に配慮した視点から、安心・安全で快適な生活環境の整備を推進します。

(5)環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進する【協働】

- ▶市民や事業者の環境に対する意識を高め、行動を起こせるようにするため、学校や地域など様々な場面での環境学習を推進し、取組に携わる人材を育成します。
- ▶市民・事業者・市のパートナーシップにより、環境活動への参加を促進します。

4. 各分野の主な課題と施策 (P17～24、P31～46)



5. 改定のポイント

- ① 世界共通の目標である SDGs のゴールと、基本計画における施策との関連性を示す。
- ② 気候変動の備えに関する施策を追加する。
- ③ 10 年間の計画である基本計画の取り組みが着実に進むよう、一部の指標について短期目標を設定する。
- ④ 1 人 1 人の行動につながるよう、市民・事業者の取り組みを示した「具体的行動」を追加する。

6. 計画の体系図 (P30)

